

令和4年6月10日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会  
会 長 木下 勝之

助産所、嘱託医師等並びに地域の病院及び診療所の間における連携について（再周知）

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記内容について、厚生労働省医政局より事務連絡がありました（資料）。

**助産所が緊急時等で他の病院又は診療所に搬送する必要がある際に、必ず嘱託医師等を経由しなければならないことはなく、妊産婦及び新生児の安全を第一義に、迅速適切に病院又は診療所への搬送および受け入れが行われるべき、であります。**

上記の取り扱いについて、「助産所、嘱託医師等並びに地域の病院及び診療所の間における連携について（通知）」（平成25年8月30日付け医政総発0830第3号・医政指発0830第2号・医政看発0830第1号厚生労働省医政局総務課長・指導課長・看護課長連名通知）により周知しているところでありますが、再度、**特に受け入れ医療機関で勤務される会員の先生方**をはじめとする関係者へ周知いただくとともに、周産期医療に関する協議会等を活用し、引き続き、適切な周産期医療提供体制の整備にご協力をお願いします。

【通知等一覧】

（資料）助産所、嘱託医師等並びに地域の病院及び診療所の間における連携について（再周知）

（令和4年6月6日付け厚生労働省医政局総務課、地域医療計画課、看護課事務連絡）